

## コミュニティガーデンの再開手順

### 最近の更新内容

12/2/20:

- 仕切りで仕切られたキュービクルを含め、キュービクルで働く従業員はフェイスカバー着用しなければなりません。これは、2020年11月28日に発令された一時的な衛生担当官命令に準拠した一時的な措置であり、この要件は、2020年11月30日の午前12:01 (PST) から2020年12月20日の午後11:59 (PST) まで有効です。
- 飲食する際は常に、従業員は他の人から6フィートの距離を確保し、可能であれば屋外で行う必要があります。休憩室での食事よりも、キュービクルやワークステーションでの飲食が望ましい。
- 来訪者の症状確認に、来訪者が現在隔離または検疫命令を受けているかどうかの確認を含める必要があります。

ロサンゼルス郡公衆衛生局（公衆衛生局）は、一般市民、すべての事業主、および地域組織に対して、企業と公共スペースの再開を支援するよう呼びかけています。集団での「安全維持のための在宅命令」の取り組みを通じて、COVID-19の新規症例と入院患者数の減少に成功し、日常生活の多くの側面で段階的再開を可能にしました。

この移行を支援するため、公衆衛生局はすべてのコミュニティガーデンの運営者に対し、復興計画に沿って、再開に向けた計画を立てるために適切な手順を踏むことを求めています。以下の点は、従業員と利用者がコミュニティガーデンにおけるリスクの拡大を減らすために重要であり、対策を講じる必要があります。

- (1) 従業員と利用者の健康の保護とそのサポート
- (2) 適切な物理的距離の確保
- (3) 適切な感染対策の実施
- (4) 市民とのコミュニケーション
- (5) サービスへの公平なアクセスの確保

上記重要点は以下のチェックリストに組み込まれており、コミュニティガーデンの再開手順要件として実施される必要があります。

すべてのコミュニティガーデンは、以下の適用可能な対策をすべて実施し、実施されない対策に関しては、それが適用されない理由を説明する準備をしておく必要があります。

市民農園名:

施設住所:

## A. 推奨される制限事項

- 常にフェイスカバーを着用する。庭園に到着した来訪者に、施設内または施設の敷地内では（該当する場合は、飲食中を除いて）常時フェイスカバーの着用が必要であることを説明している。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスカバーを着用しないように指示をされている利用者はこの要件から免除される。従業員と他の利用者の安全をサポートするために、フェイスカバーを持参せずに到着した利用者が利用できるフェイスカバーを用意する。
- 来訪者が敷地内に入る際に、症状の確認を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある。これらの確認は対面で行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある来訪者は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示するなどの代替方法で行う。
- 常に最低6フィートの物理的距離を維持する。
- ボランティアイベント、その他のイベント、およびクラスの開催は禁止する。
- グループでの集会は禁止する。
- 庭園の利用者数は混雑を引き起こさない数に制限し、利用者間に6フィートの距離をとる。
- 利用者は、手指消毒剤または消毒用ワイプ、石鹸水を入れたジップロックバッグと手ぬぐいなどを持参し、農園を利用する前後に手を洗う。
- 道具や機器を使用するときを含め、ガーデニングを行う際には手袋を着用する。
- 利用者は、農園を立ち去る際にすべての私物とゴミを持ち帰る。
- ドア、入口、ゲートは、通常の営業時間中は開放したままにする。

### 従業員またはスタッフが現場で勤務する場合

- すべての従業員は、病気の場合、またはCOVID-19感染者に曝露された場合、出勤しないように指示されている。従業員は、自己隔離と検疫に関する公衆衛生局のガイダンスに必要な応じて従うことを理解している。病気で自宅待機することによって従業員が処罰を受けないよう、職場の休暇方針が見直され、修正されている。
  - 従業員には、受給資格があれば経済的に自宅待機しやすくなる、雇用者または行政が提供する休暇給付金に関する情報が提供されている。[ファミリーファーストコロナウイルス対策法](#)に基づく従業員の病気休暇の権利、労災補償給付金における従業員の権利、および[州知事令N-62-20](#)に基づくCOVID-19の労働関連の推定を含む、COVID-19における病気休暇および労災補償を支援する行政の[プログラム](#)に関する追加情報を参照すること。
- 一名以上の従業員がCOVID-19検査（ケース）で陽性反応を示した、または該当する症状を発症している報告を受けた場合、雇用主は、直ちに[感染者に自宅隔離](#)を促し、その感染者に職場で曝露したすべての従業員に[自己検疫](#)を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画では、追加のCOVID-19管理対策が必要となるような職場でのさらなる曝露があったかどうかを判断するために、すべての検疫中の従業員に対して検査の実施、または検査の手配を検討する。[職場におけるCOVID-19への対応](#)に関する公衆衛生局のガイダンスを参照すること。
- 従業員が職場に入る前に[症状の確認](#)を行っている。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発

熱または悪寒、その他の症状の有無、および従業員が過去14日間にCOVID-19への感染が判明している人との接触があったかどうかを含む必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に対面で行うことができる。可能であれば職場での検温も行う。

- 14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用者はこの発生を公衆衛生局(888) 397-3993または(213) 240-7821に報告する。職場でクラスターが特定された場合、公衆衛生局は、感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、および現場固有の対策の提供を含むクラスターへの対応を開始する。公衆衛生局のケースマネージャーがクラスターの調査の担当に割り当てられ、施設の対応をサポートする。
- 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切なフェイスマスクを無料で提供している。就業中他者と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスマスクを着用する。医療従事者からフェイスマスクを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用する。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方向弁付きのマスクは使用しない。個人オフィスや立った時の高さよりも高い仕切りで仕切られたキュービクルで一人で勤務する従業員は布製フェイスマスクを着用する必要はない。
- 仕切りで仕切られたキュービクルを含む作業スペースで働く従業員はフェイスマスクを着用する。これは、2020年11月28日に発令された一時的な衛生担当官命令に準拠した一時的な措置であり、この要件は、2020年11月30日の午前12:01 (PST) から2020年12月20日の午後11:59 (PST) まで有効とされる。
- マスクを常時正しく着用するために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食を控える。飲食する場合は、従業員は他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。
- 従業員はフェイスマスクを毎日洗濯、または交換するよう指示されている。
- 従業員に、以下のような個人的予防措置を守ることを改めて注意喚起する。
  - 病気の場合は自宅待機する。
    - ・ 最初に症状が発症してから少なくとも10日間、かつ回復後少なくとも24時間は自宅待機する。回復とは、解熱剤を使用しない状態で発熱が治まり、咳や息切れなどの呼吸器症状が改善した状態を指す。
    - ・ COVID-19の陽性結果があるが症状が無い場合は、以下の要件まで自宅待機する:
      - ・ 最初に陽性のテスト結果が出てから10日以後、しかし、
      - ・ その間に症状が現れた場合は上記の指示に従う。
  - 石鹸と水で少なくとも20秒間こまめに手を洗う。石鹸と水が利用できない場合は、アルコール濃度60%以上の手指アルコール消毒液を使用する。食事の前、トイレの使用後、咳やくしゃみをした後は手を洗う。
  - 咳やくしゃみはティッシュで覆い、ティッシュを捨ててすぐに手を洗淨する。ティッシュがない場合は、手ではなく肘で覆う。
  - 洗っていない手で口、目、鼻に触れない。
  - 病気の人との接触を避ける。
  - 電話やその他の機器などを共有しない。機器を共有する必要がある場合は、共有の

前後に、必ず消毒ワイプで拭く。

- 他のスタッフとの作業距離を常に注意する。身近での作業が要されるものを除き、作業中は他者から最低6フィートの間隔を常に確保する。他者の近くまたは他者と一緒に作業するときは、布製フェイスカバーを着用する。
- ワークステーション、キーボード、電話、手すり、機械、共有機器、ドアノブなど、頻繁に触れる物や表面を定期的に消毒する。これを営業時間中、毎時で実施する。
- 本手順のコピーはすべての従業員に配布されている。

## B. メンテナンスの手順

- グループでの集まりは禁止され、ベンチやテーブルは使用しないよう取り除いている。
- 共有されるものは定期的に消毒している。
- 共有される機器は、使用の前後に消毒している。
- 道具の共有を避けるため、利用者は可能な限り自分の道具を持参している。
- 水飲み場は、ボトルに水を入れるために限り使用できる。

## C. 監視手順

- 感染管理、物理的距離措置、フェイスカバーの着用に関する指示や情報の標識を施設全体に掲示する。
- 施設運営者は定期的に施設を訪問し、利用者が安全措置を遵守しているかどうかを監視する。
- 安全措置の遵守を拒否する利用者には、直ちに施設を離れるよう要求する。

事業者は、上記に含まれていない追加対策は別紙に記載し、本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、下記の者までご連絡ください。

コミュニティ  
ガーデン  
担当者名：

電話番号：

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

最終更新日：

\_\_\_\_\_